

平成 24 年度  
予算大綱説明

新 城 市 長

(白紙)

新城市議会 3 月定例会に、平成 24 年度の予算案並びに諸議案を上程、ご審議いただくにあたりまして、所信の一端と予算の大綱を申し上げます。議員各位、市民皆様の格別なご理解とご協力を仰ぐものでございます。

2011 年 3 月 11 日。永遠に歴史に刻まれることになるであろうその日を境に、われわれ日本国民は、失われた生命の重さと長期にわたる被災生活を送る同朋の苦難に思いを致しながら、自らを鼓舞するように復興と再生の旅を始めることを誓い合うことになりました。

本市の 3 月 11 日は、2 月 14 日に発生した鳥インフルエンザとの格闘に終息宣言を発したその翌日のことでありました。一息つく間もなく、緊急消防援助隊を皮切りに給水、医療、保健等の専門職の派遣、続いて一般事務職員の長期派遣に入り、今後もなお被災地の復興に少しでも役立てるかぎり支援業務を続ける体制を堅持する決意であります。

市民の皆様の動きはさらに素早く、献身をいとわぬ無数の行動が重ねられました。小中学生たちも献金や被災校への支援交流に立ち上がり、民間企業もそれぞれの強みを活かした支援活動を繰り返し行ってみえます。また、本市の医療技師は、自ら志願して福島第一原発内の診療所に入り、最前線で闘う作業者の健康を守る任務にあたってきました。

その原発事故から避難してきた方々の受け入れにあっても、民間と市行政との緊密な連携で職と住を確保し、教育を保障するよう努めてきました。

これらの行動を起こした市民・職員の多くは、その後も被災地との交流を続け、何年後かの復興の姿を共に喜びあえるようにと約束を交わしています。

3・11に見舞われた去年は、台風被害によって当地にも数多くの傷跡が残った 1 年でありました。とくに記録的な大雨をもたらした台風 15 号では、国道 301 号の崩落、浸水や土砂流出による家屋被害、法面崩壊などの深刻な被害が多発しました。301 号は 9 月 26 日から 12 月 22 日までの期間全面通行止めとなり、関係住民や事業者の負った損失と苦労は計り知れないものでありました。

大震災は、あらためてこれまでの防災対策や安全意識がいかに限界だらけのものであったかを教えるところとなりました。あわせて原発事故は、資源・エネルギー問題を国民自らが見つめなおすきっかけにもなったと思います。

本市では浜岡原発停止の措置を受け、「市民節電所」の設置を呼びかけ、夏季以降継続的な節電活動に取り組むとともに、自然エネルギー推進の活動をさらに促進する体制づくりに入りました。

目を世界に転じれば、タイの大洪水がもたらした深刻な被害は当地域の産業活動にも直接・間接の打撃となり、大震災とともに持ち直しかけた景況に暗い影を落として

います。

ギリシャに端を発した EU 危機は、リーマンショックからの立ち直りをはかった世界経済が抱える根本的な矛盾を露呈させるとともに、巨額の財政赤字をかかえるわが国経済社会への強い警鐘を鳴らし続けています。

少子高齢化と人口減少が進む中、持続可能な社会保障システムを構築する上でも、税財政の抜本的改革はもはや避けて通ることのできない課題となっており、ここ数年の本市財政運営のなかでも繰り返し指摘したように、地方財政にとっても最大のリスク要因を取り除くべき問題となっています。

こうして幕を閉じた旧年の上に臨む本年は、まず何よりも大震災の教訓に立ちながら東海・東南海・南海地震をはじめ、襲いくる災害への備えをいかに進めていくかが問われるものとなります。とくにあの大津波の現実を目の当たりにして、人工的構築物ですべての自然災害を克服しようと想定する従来の防災対策からの転換が迫られています。

政府の復興構想会議がはじめて明記したように、防災対策とともに減災の思想を広く社会が共有し、避けがたい自然脅威に対して何よりも人命を守り、人身被害を最小化することを第一義とする諸施策に取り組んでいかなければなりません。

3月補正で前倒し実施することを予定している消防救急無線デジタル化整備事業も含め、各種耐震対策や市組織機構の変更など、平成 24 年度を本市にとっても文字通り「減災元年」とする決意であります。

ここ数年来基金を積み増し、建設地ゾーンを決定した新庁舎建設事業も、減災と環境・エネルギー問題への対応面をさらに重視して速やかな事業実施に取り組んでいく必要があります。その新庁舎建設を検討する市民会議からは、先般「基本構想」にかかる答申をいただきました。

そこで新庁舎建設の基本理念として謳われたのが、『<sup>ひと</sup>市民 まち 未来』が見える新城型庁舎」とのコンセプトでありました。「<sup>ひと</sup>市民がつなぐ 山の湊 創造都市」という第 1 次総合計画の将来像を具現化すべく定められたこの理念は、これからのあらゆるまちづくりに普遍的に貫かれるべきものと考えられます。

市民の命を守る減災のまちは、また将来世代が暮らし続けられ、豊かな自然環境と歴史文化のなか、産業、雇用、都市基盤の整備、健康、医療、福祉の増進、子育て、教育の充実、そして市民自治の生き生きとした展開がはかれるまちであるべきです。

第 2 期市長マニフェストの重点事業とした子ども園、地域医療再生、新東名時代への対応などの施策、さらに地域自治区、自治基本条例、自治人事制度などこれからの市民自治社会の骨格をつくる制度設計も、いよいよ事業スタートを切る段階を迎えようとしています。

後に具体的に述べる新年度予算案に盛り込まれた諸施策、ならびにそれに連動して

編成される 23 年度 3 月補正予算事業は、すべてこうした志向のもとで調製されたものであります。

このような意味で、新年度予算案を、「減災元年—『市民 <sup>ひと</sup> まち 未来』を育む予算案」と総括するところです。

以上のような認識と志向で編成した新年度予算案の規模は、一般会計 209 億 7,000 万円、特別会計 30 会計で 138 億 4,136 万 7 千円、企業会計 3 会計で 62 億 1,294 万 3 千円とし、総予算額は 410 億 2,431 万円としたところであります。

なお、平成 23 年度国の補正予算に対応して、平成 24 年度以降に予定していた防災・減災事業を一部前倒しして、平成 23 年度補正予算案に措置することを予定しており、新年度予算案とともに市民の安心安全の向上に寄与していくこととしています。

一般会計の歳入予算案につきましては、市の財政運営の基本となる市税において、全体では、前年度対比 0.9%減の 70 億 7,700 万円を計上しました。経済環境は、震災、電力不足等による生産消費活動における最悪期を脱し、徐々に回復傾向にあること及び税制改正を踏まえ、個人市民税においては前年度対比 4.5%増の 24 億 2,718 万 2 千円、法人市民税においては前年度対比 0.8%増の 3 億 5,891 万 9 千円を見込んでいます。しかし、固定資産税においては、景気動向から家屋、償却資産の新規分は少なく、評価額の下落分を見込み、前年度対比 4.8%減の 35 億 8,780 万 6 千円としました。

地方譲与税につきましては、自動車の車体課税の軽減、地方財政計画、前年度決算見込み等を参考に前年度対比 3%減の 3 億 2,000 万 1 千円を、また、地方消費税交付金につきましては、前年度同額の 5 億 1,000 万円としたところであります。

地方特例交付金につきましては、児童手当及び子ども手当特例交付金分と自動車取得税減税に伴う減収補てん特例交付金分が地方負担に振り替わり、住宅借入金等特別控除に伴う減収補てん特例交付金分のみとなることから前年度対比 82%減の 2,400 万円と見込んでいます。

市税に並ぶ本市の大きな財源であります地方交付税につきましては、地方財政計画、前年度決算見込み等を参考に、基準財政収入額、基準財政需要額基礎数値の増減等を見込み、前年度対比 10.6%増の 57 億 5,000 万円を計上したところであります。

国県支出金につきましては、国庫で子ども手当制度の見直しに伴う負担金の減、認知症グループホーム整備の終了に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の減、学校施設整備にかかる学校施設環境改善交付金の減等を反映して、前年度対比 18.1%減の 14 億 4,737 万 7 千円を、また、県費では、障害福祉サービス給付の増、子ども手当制度の見直しに伴う県の負担増等の増加があるものの、携帯電話不感地域解消事業の終了に伴う三河山間地域情報格差対策費補助金の減、緊急雇用創出事業基金事業

費補助金、道路整備事業費補助金、愛知県議会議員一般選挙執行委託金の減等により、前年度対比 9.5%減の 11 億 1,890 万 9 千円と見込んでいます。

繰入金においては、国民健康保険税率の改定に伴う激変緩和措置を行うとともにしんしろ斎苑法面崩落対策、新城小学校遺跡発掘等の予算措置を行うため財政調整基金から 1 億円の繰入れを、また、庁舎等建設基金については、新庁舎建設に要する経費の単年度一般財源負担を 3 億円程度とするため、4,872 万 8 千円の繰入れを予定します。繰入金全体では、前年度対比 6%減の 2 億 4,005 万 4 千円を計上いたしました。

市債につきましては、山吉田地区新設小学校建設、クリーンセンター設備更新、道の駅整備、消防車両更新等を対象として市債を予定するとともに、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担するために起こす臨時財政対策債を前年同額の 10 億円予定し、市債総額を 16.3%増の 20 億 8,820 万円としたところであります。歳入における依存度は前年度対比 1.3%増の 10.0%、プライマリーバランスは、2.2 ポイント減のプラス 4.1%と見込んでいます。

特別会計、企業会計におきましては、市民生活の安定確保、生活環境の向上等を進めるため、収入の確保に努めたところであります。

次に、歳出予算案であります。編成にあたって「第 1 次新城市総合計画」を反映した予算とすることを重視し、平成 23 年度からスタートした総合計画中期基本計画を強力に推進していく予算となるよう努めたところであります。事業の進捗状況及び評価結果を総合計画市民委員会に諮問し、その答申を参考に主な事業の判定を行うプロセスを経ることや市議会各常任委員会の検討に基づいた「政策執行及び予算編成にかかる要望」などを反映して優先事業を決定し、その優先事業に対して重点的に一般財源を投入するとともに、各種団体からの予算要望等に可能な限り対応するなど市民の意見が反映されるよう努めたところであります。

それでは、総合計画の施策体系に沿って、主な事業をご説明申し上げます。

まちづくりの基本戦略の第 1 は、「市民自治社会創造」です。

真の「市民自治社会」を創り上げていくには、地域主権を確立し、精神的に自立しまた成熟した地域社会を形成していくことが必要であり、市民自治をより進化させていくことが大切です。

この市民主体のまちづくりを進めるため、自治基本条例の制定、地域自治区制度の設置に向け、一昨年から取り組んできました。

市民自治の根幹となるべき自治基本条例は、「市民のことばによる自治基本条例(たたき台)」を基に、多くの市民の意見を条例案に反映させることを目的に各地域で意

見交換会を開催し、練り上げてきました。また、昨年 10 月には市民、議員、行政が一堂に会し、活動報告と意見交換を行う市民による「プレ市民総会」を開催しました。新年度は、市民主体で作りに上げた「市民が主役のまちづくり（自治基本）条例」の制定に向け、条例案パブリックコメントの実施、プレ市民総会の開催等を通じてさらに広く市民の意見を集約したのち条例案を市議会に上程していくよう予定しています。

また、地域自治区制度につきましては、各地域での説明会や意見交換会を重ね、制度の構築を進めてきたところです。新年度は、市内 9 箇所に設置する各地域自治区ごとに市民で構成する準備会を設置し、それぞれの地域にあった制度設計となるよう協議を進め、最短で平成 25 年度からの実施に向け準備を進めてまいります。

充実してきた市民討議会を引き続き開催し、市民参加・関与のあり方を実践研究していくとともに、市政モニター制度により市民の意見や意識を市政運営に反映し、市民参加と市行政の改善に努めます。

各行政区における自治活動の支援として、地域集会施設の建設、修繕に対する補助、施設の地元移管を行っていくとともに住民の自治活動へ参加を促進するため啓発活動に取り組んでまいります。

情報の発信と共有としては、ケーブルテレビによる市政番組、議会中継等の放送により積極的に市内外へ発信するとともに、市ホームページ、広報紙等多様な情報媒体を使って情報提供し、情報の共有化を行います。

市民活動の展開を支援するため、めざせ明日のまちづくり事業による活動資金援助を続けるとともに市民活動団体のニーズに合わせた支援、市民活動の芽を育てるための NPO・ボランティア育成に取り組むとともに、男女共同参画社会に向けて、男女共同参画プランにそった事業を展開し、意識改革を図りつつ、悩みごと電話相談、法律相談により精神的負担の緩和、解消にも取り組んでまいります。

基本戦略の第 2 は、「自立創造」です。

本市の自立のため、豊かな地域資源を活かした魅力ある産業の創造と労働・定住人口の確保に努めてまいります。

この地域への追い風として期待している高速道路については、来月 4 日に三遠南信自動車道鳳来峡 IC・浜松いなさ北 IC 間 13.4km が開通し、また 4 月 14 日には浜松いなさ北 IC・浜松いなさ JCT 間(0.5km)と静岡県内の新東名高速道路(162km)が開通する予定であります。また、愛知県内の新東名高速道路も工事が順調に進捗しており、平成 26 年度には開通が見込まれています。

本市を取り巻く交通環境は劇的に変化することになり、これらの道路網は、新城・北設楽郡の農林商工・観光に大きなインパクトを与えることとなります。開通後の新たな展開に各界で期待が高まっていますが、この地域の豊かな地域資源や住民、企業

の力をどのように活かしていくかによって効果は大きく異なってきます。大きな飛躍を遂げるために、住民・行政・産業界が協働して積極的な展開をしていくことが求められます。

観光面では、昨年開催しました愛知県観光交流サミット in 奥三河で新城北設楽の誇る自然環境、地域文化、歴史遺産に光を当て、奥三河の魅力を情報発信した実績を活かし、広域観光モデルルート作成・情報発信事業の実施や観光協会への補助による事務局体制の強化を行うとともに観光 PR に努め、また、観光二次交通の検討を進めてまいります。さらに全国から多くの参加者・観戦者が集まる新城ラリーなど DOS 地域再生事業でこの地域の魅力をアピールしていきます。また、新東名の開通に向けては、仮称・新城インターチェンジ出入口交差点横に設置を予定している道の駅の整備を進め、新年度では用地造成を行うとともに建物設計に着手します。

情報通信面では、携帯電話不感地域の解消が図られ、光ファイバ網による地域情報通信基盤も良好に運用されていることから、次のステップへ進むべく地域情報化計画の策定に取り組み、地域情報通信サービスの機能強化を検討してまいります。

森林・林業面では、森づくり基本条例、森づくり基本計画に沿って、引き続き市民参加の森づくり事業をはじめ、あいち森と緑づくり事業、水源林対策事業等に取り組み、水源地域としての役割を果たします。さらに新年度では、新たに森の未来づくり事業において森林 GIS の導入、森林マネジメントに取り組むとともに技術者の養成や木トピアの開催、地元材の PR、見本市への出展等展開していくことを予定しています。

県におかれては、4 月から「東三河県庁（東三河総局）」を設置することとしており、愛知県としてこの地域を県政上重要な振興対象として位置づけることの表れとして大きな期待を寄せるものであります。この関連で本市においては、市森林課と県新城設楽農林水産事務所新城林務課が鳳来総合支所で共同の事務体制を執ることとしており、住民の利便性の向上、県と市の連携強化が図られることとなります。このような取り組みを県と市町村との垣根をこえた広域連携体制構築の第一歩としていく所存です。

農業面では、深刻な被害に悩まされている有害鳥獣に対して猟友会の協力を得て捕獲を継続するとともに電気牧柵等の補助を行います。さらに新年度では新たに市の鳥獣被害対策実施隊を組織し、積極的な対策に取り組んでまいります。また地元農産物の PR を行うとともに新たに農業用経営施設栽培の実証実験、農産物加工品の開発等に取り組むほか、担い手育成として国の青年就農交付金制度を利用して新規就農者を育成します。さらに農家の耕作支援のため農林業公社しんしろを引き続き援助していくとともに農協、営農組合が整備する農業用機械等に対する購入補助、畜産事業者への支援、土地改良事業等農業環境整備に取り組んでまいります。



商工業面では、小規模企業等への融資制度を引き続き行っていくとともに信用保証料補助を増額し支援を強化します。また、新城、鳳来、作手3商工会の合併が協議されていることから市としても積極的に支援します。

雇用面では、新規学卒予定者等に対し企業説明会を開催し、地元企業への就職促進を図るとともに依然厳しい雇用環境の緩和を図るため緊急雇用創出基金事業を活用し雇用確保に取り組みます。また、将来の雇用創出をめざして企業誘致活動を積極的に展開するため、企業向け説明会の開催、新城 IC 周辺企業用地等の開発に取り組んでまいります。

交通体系面では、公共バス運行予算を増額し市民の足を確保するとともに守義線のバスを更新します。また、東海旅客鉄道株式会社が飯田線東新町駅、本長篠駅を有人駅から無人駅に切り替えることに対して市民の利便性を考慮し乗車券類の販売を当面3年間行い、状況を検証していきます。道路交通網では、新東名関連の道路整備に取り組むとともに、生活道路、交通安全施設の整備を進めてまいります。

快適に暮らせるまちづくりでは、生活環境の保全と河川、三河湾の水質改善を図るため引き続き公共下水道や農業集落排水の拡張事業に取り組むとともに集合汚水処理区域外において単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していきます。また、地震対策として木造・非木造住宅の耐震診断等を奨励していくとともに耐震改修に対する補助を行います。住環境整備においては、懸案となっていた住生活基本計画(住宅マスタープラン)の策定に着手するとともに新たに石田地区の狭あい道路拡幅に向けて測量に着手します。市営住宅については、既存施設の計画的な改修を行っていくとともに芳ヶ入住宅の移転建替えに向けて実施設計を行います。

また、水道事業においては、老朽配水管の更新、耐震対策などを、簡易水道事業においては統合事業などに取り組み、飲料水の安定確保に努めます。

教育面では、児童生徒の健全育成、不登校やいじめ、発達障害へのフォロー等に取り組むため、ハートフルスタッフの配置、英語講師の派遣、へき地教育の振興等引き続きソフト面に力を注ぎます。施設面においては、山吉田小学校と黄柳野小学校の統合に向けて新設小学校を建設しており、平成25年4月の開校をめざします。また、老朽化している新城小学校講堂に代わる屋内運動場建設については、平成23年度事業に前倒しし早期発注に取り組んでまいります。なお、新しい屋内運動場には災害時の避難所機能も付加していくことを予定しています。

生涯学習・文化・スポーツ面では、生涯学習活動や文化事業の開催、文化財の保存、伝統芸能の伝承、市民スポーツの振興に取り組んでまいります。なお、新年度では、県民茶会が尾張部、三河部の合同で本市において開催される予定となっています。

基本戦略の第3は、「安全・安心の暮らし創造」です。

子どもから高齢者まで、すべての人が日々健やかに過ごすことのできる暮らし実現のため、地域医療体制の確立、救急医療体制の強化、少子・高齢社会を支える保健・医療・福祉が相互に連携する地域ケアシステムの確立、子育て支援等安全・安心の地域社会をめざしてきました。

大きな課題であった出産支援体制については、聖隷三方原病院の協力を得て、昨年6月27日に産科オープンシステムを利用してしんしろ助産所を開設し、当地域で子どもが産める環境の整備を進めてきました。その結果、これまでに6人の新しい命の誕生に携わることができました。今後も出産予定が見込まれ、妊婦健診や各種相談に応じるなど安心して出産・育児ができるよう努めてまいります。

第1次救急医療体制においては、休日診療所、在宅当番医制に加えて、地元医師会はもとより医療圏を越えた協力を得て夜間診療所を開設し、夜間における急病への不安解消に努めてきました。昨年10月からは地元医師会の協力により毎日診療へと拡充することができ、新城市民病院においても救急受入れも徐々に拡大するなど医療体制の再構築が進みつつあります。新城市民病院においては、引き続き医師確保に全力で取り組むとともに新たに電子カルテシステム導入に着手し、チーム医療の推進等医療体制の充実に取り組んでまいります。地域医療体制の整備は本市の最重要課題でありますので、今後も医療関係者の理解を得ながら一層の充実を図ってまいります。

また、疾病予防対策として、保健活動、特定検診、特定保健指導等を進め、各種予防接種の拡大を図ってきたところですが、新年度から死亡原因の第4位である肺炎に対し、重症化防止効果が高い肺炎球菌ワクチンの高齢者への予防接種に対する新たな助成を実施します。さらに、子ども医療等福祉医療の拡大に努めてきましたが、新年度から精神障害者の精神病床への入院に係る自己負担分への全額助成に加え、新たに精神疾患以外の疾病への助成を実施するなど市民が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

子どもを育てる環境として、検討を進めている「新城版こども園」では、単に幼稚園と保育園を一体化するのみではなく、子どもの成長過程を切れ目なく支援するとともに、子育てを子育て家庭だけの問題とはせず、地域社会全体の課題として取り組み、子どもや子育て家庭を地域全体で支援する仕組みをめざします。平成25年度制度導入に向けて、新年度は「こども未来課」を新設し、保護者への制度説明、保育教育体制の整備、施設整備等移行準備に取り組んでまいります。

また、乳幼児の言葉と心を育むためブックスタート事業を行うとともに、小学生のための放課後児童クラブを11箇所から13箇所に拡大します。

単年度赤字が続いている国保財政においては、保険税率の改定を昨年度に引き続き実施するものの、保険税上昇抑制のため新年度においても激変緩和措置として特別繰

出しを行ってまいります。

高齢者・障害者の社会参加の促進については、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を計画期間とする高齢者保健福祉計画と障害福祉計画を着実に実行し、相談、サービス利用の支援等を行ない社会参加への条件を整備してまいります。また、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とする地域福祉計画については新年度で中間評価を行ってまいります。

災害に強いまちづくりでは、防災資機材の備蓄、常備消防と消防団の車両の計画的更新、消防水利の整備、消防団詰所の建設、消防団活動の支援を行っていくとともに、防災ボランティアコーディネーターの養成、災害時要援護者支援体制の整備、さらに、被災者支援のための防災情報システムの一斉導入に東三河共同で取り組みます。また、自主防災会の防災力強化を図る資機材整備補助を行うとともに、孤立可能性集落対策事業でヘリポート整備、孤立可能性集落用資機材整備への補助を拡充してまいります。

地域ぐるみの安全対策では、安全安心まちづくり計画に沿って事業展開するとともに地域が取り組んでいる安全・安心活動や地域安全灯設置を支援してまいります。

「市民<sup>ひと</sup>がつなぐ 山の<sup>みなと</sup>湊 創造都市」を実現する拠点として、また、東日本大震災を踏まえ、災害時に有効に機能する防災拠点としての新庁舎の検討を進めています。昨年 8 月に新庁舎基本構想市民会議を設置し、新庁舎基本構想の検討を重ねていただき 1 月に答申を受けたところです。現在、この答申にそった基本計画の策定に取り組んでいますが、新年度においては、市民への説明、ワークショップ等を開催しながら市民参加で基本設計を年末までに固め、その後引き続き実施設計着手を予定しています。また、庁舎用地については、現市民体育館敷地をベースに拡張を予定し関係者の理解を得ながら取得に努めてまいります。

基本戦略の第 4 は、「環境首都創造」です。

私たちの居住空間であり、豊かな自然環境や風土を有する本市で、環境に軸足を置いた市民活動、行政活動を、地域の連携を踏まえながら広域的に展開してまいります。

東日本大震災の影響による電力不足への対応や地球温暖化防止に向けて総合的なエネルギー施策を推進するために、昨年 5 月に「新城市エネルギー対策本部」を設置しました。その取り組みの根幹として「市民節電所プロジェクト」を進めており、「市民節電所」の取り組みをさらに進めるとともに、地域資源である太陽光、水、木などを利用した地産地消型の再生可能エネルギー整備に向け積極的に取り組んでまいります。具体的には、市内全域において小水力発電の可能性調査や各中学校にデマンド監視システムの導入を予定しているところです。

本来、環境への取り組みは、市民活動の上に成り立っています。市民活動を積極的に支援していくとともに、本市の豊かな自然環境を再認識するため各種講座、学習会、

自然観察会、クリーンフェスタ等を開催し、市民の環境活動への参加を促進します。また、新年度から「新城の自然誌」発行に向けて準備作業に取り掛かり、郷土の自然環境の理解を深める資料としてまとめてまいります。

昨年本市で「環境首都をめざす自治体全国フォーラム」が開催されました。このフォーラムを通じて全国の自治体・NGO 関係者と環境戦略を共有する可能性が高まり、また環境保全・改善活動への市民参加の輪を広げることができました。新年度においても、フォーラムで醸成した交流を発展的に拡大するとともに中部環境 5 市の互恵関係を強化し、交流を進めてまいります。

現在策定中の東三河ごみ焼却施設広域化計画案において、新城市クリーンセンターは、平成 43 年までの延命化が提案されています。このことを踏まえ、稼働後 11 年を経過したクリーンセンターでは、大規模改修として、心臓部である分散型制御システムの更新を行い、延命化を図るとともに、循環型社会の実現に向けて、ごみ減量化及びリサイクル率の向上を推進してまいります。

また、稼働後 50 年以上を経過している清掃センター（し尿処理施設）では、現有施設の維持管理を継続するとともに、次期施設の更新に向け本格的な検討を行ってまいります。

自然環境の保全では、市民参加の森づくり事業をはじめとして、環境保全向上活動の支援、水質浄化・保全、水源涵養等に取り組みます。

環境に配慮したライフスタイルの浸透では、環境基本計画に沿って環境育成型市民自治社会への取り組みを引き続いて進めてまいります。また、住宅用太陽光発電設備に対する補助件数を増やすとともに、市民節電所等省エネ対策を推進します。

また、総合計画中期計画の行政経営ビジョンに新たに設定された「環境の視点」、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、環境基本計画等を基本として「環境首都創造」をめざした行政経営の構築を図ってまいります。

行政経営においては、「財政運営」「組織運営」「人材育成」「情報共有と情報化」を主なテーマとして取り組んでいます。

まず、財政運営であります。総合計画中期基本計画では、本市の将来を左右する重要な事業が多く予定されており、市民生活の安定を図りつつ着実な事業実施に取り組まなければなりません。そのためには、持てる経営資源を有効に活用するとともに、着実な財政ビジョンのもと、事業の選択を行い集中的な資源投資を行っていく必要があります。

総合計画実施計画のローリング、次年度事業の検討にあたっては、計画シートに環境評価項目を設け、環境の視点を組み込んだ事業評価と優先度判定を行ってまいります。また、財務諸表の純資産変動計算書の分析から施設設備の更新が遅れている状態であ

るため既存施設設備の改修等に取り組んでいきます。

税収確保面においては、これまで徴収嘱託員等の採用、土地の全筆調査、滞納管理システムの整備、東三河滞納整理機構の立ち上げ等体制整備を進めてきましたが、新年度においては、納税者の利便性向上を図るためコンビニ収納の準備を進め、平成25年度開始をめざします。

なお、3年ごとに行われる固定資産税評価額の評価替えを本年1月1日基準日として行いましたので、新年度から適用することといたします。

また、作手地区長者平団地の分譲地販売を推進し、子どもを持つ家族や若い夫婦の定住を促進するため、新たに奨励金制度を創設してまいります。

組織運営については、平成22年度に導入した事務事業評価システムを効果的に活用し、総合計画市民委員会等で施策や事務事業の評価検証、環境評価等を行いながら総合計画の進捗を図るため事業の選択と重点化を進めてまいります。

また、老朽化している作手総合庁舎、作手開発センター及び懸案となっている山村ホールについて、複合的な整備を検討するとともに、作手地区小学校の再編整備について地元からの要望を重視して総合的に検討してまいります。

人材育成については、市民の代表たる市長と議会により方向性が示された政策を着実に実行していくために、市職員のさらなる資質向上に取り組んでいく必要があります。そのため、職員研修事業により能力開発に取り組むとともに、組織目標の明確化と各職員の目標設定による年間行動計画の設定を継続します。また、自治人事制度検討委員会から昨年10月に中間答申があり、本年度内に最終答申が予定されていることから、答申内容を尊重したうえで、新年度から人事制度全般の再構築に取り組んでまいります。

行政情報の共有は、市民自治社会の基礎的条件であります。情報公開制度の適切な運用と個人情報<sup>の</sup>の厳格な保護を行いながら、市民自治意識の育成を図るため、積極的な情報提供を行ってまいります。

情報化については、ケーブルテレビによる市政番組や議会中継の提供、広報紙の発行、市ホームページでの情報提供等を引き続き推進するとともに、新年度では、地域情報化計画を策定し、地域情報基盤の有効活用と市役所内情報システムの整備を検討してまいります。

以上述べましたように、新年度予算は、総合計画で予定している施策を強力で推進していくとともに「減災元年—『市民<sup>ひと</sup> まち 未来』を育む予算案」としたところがあります。

総合計画で描く市の将来像「<sup>ひと</sup>市民がつなぐ <sup>みなと</sup>山の湊 創造都市」の実現に向け、また、市民が安心して安全に暮らせるまちであり続けられることをめざして、力の限りを尽くす所存であります。

ここにお見えの議員諸氏並びに全市民の皆様とともに、市民自治社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、参加と議論を積上げ、新城市の発展にご支援、ご協力をお願い申し上げます。所信の一端と新年度予算大綱とさせていただきます。